

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年4月3日 13:09

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 130401 安危質問への回答メール.docx (17 KB)

安危 丸山様

いつもお世話になっております。

添付のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付 丸山様

4月1日付けメールにてご質問のあった点について、以下の通り回答いたします。
よろしく願います。

1 別表1から3の間の重複をなくす一方、第3条では防衛等のそれぞれの観点から指定できるように規定された結果、第3条第1項第1号の「防衛に関する事項（ ）」の範囲と、別表第1の「防衛に関する事項であって、次に掲げるもの（ ）」とは、それぞれ範囲が異なることになったという理解でよろしいでしょうか。（概して、第3条第1項各号の方が、別表第1から第3までよりも広いという理解で正しいでしょうか）

（回答）

第3条第1項第1号の「防衛に関する事項」及び同項第3号の「公共安全と秩序の維持に関する事項」については、それぞれ別表第1号及び第3号よりも広いものとなっています。

2 ①で「相互に重複すると考えられる事項の一方に「除く」規定を置く（各号柱書の括弧書）ことと」したとありますが、重複の有無についてはどのように判断されたのでしょうか。

たとえば、第3条第1号の（ ）中、別表第2号ニについては言及されていないのは、どのような整理からでしょうか。別表第2号ハについては「防衛に関する事項」との重複があり得るが、その情報の収集整理したものや収集整理能力については重複がないということでしょうか。それとも、概念重複はあるが、我が国の防衛への支障の観点からは秘密指定は想定されないということでしょうか。

（回答）

修正前の別表案において相互に重複すると考えられる事項については、当方において、関係省庁の意見も伺いつつ、検討したものであり、具体的には以下の通りです。

- 外交交渉等においてはおよそ全ての事項を扱い得ると考えられることから、今回の別表修正案においては、別表第2号イ及びロについては、別表第1号及び第3号並びに別表第2号ハ・ニ・ホから除くこととしています。
- 別表第1号ロ、第2号ハ及び第3号ロの「情報」については、例えば外国の軍事動向や国際テロに関する動向に係る情報など、相互に重複するものがあると考えられることから、別表第1号及び第3号にこれを「除く」規定を置いています。
- 別表第1号イについては、防衛出動時における自衛隊の運用のみならず、これと極めて密接な関連を有するものは対象となり得ることから、例えば警戒監視活動に関する計画は別表第3号イと重複し得ると考えられるため、別表第3号にこれを「除く」規定を置いています。

- ご指摘の別表第2号ニの「ハに掲げる情報の収集整理又はその能力」は、今回の修正案においては、上述の通り、別表第1号ロ、第2号ハ及び第3号ロの「情報」の相互の間で重複がないようにしていますので、これらに関する情報の収集整理又はその能力を規定した別表第1号ハ、第2号ニ及び第3号ハの相互の間でも重複が生じることはないと考えています。また、別表第1号ト、第2号ホ及び第3号ニの「暗号」も防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の各分野で使用される暗号は異なるため、各号相互の間で重複が生じることはないと考えています。

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年4月4日 10:52

宛先:

CC:

添付ファイル: 130404 契約業者について(室内セット).jtd (38 KB)

防衛省 様 様

お世話になっています。

別添のとおり回答を送付しますのでよろしくお願ひします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

様

様

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

様 (直通)

Fax 03-3592-2307

特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者について（案）

特定秘密についても、防衛秘密と同様に、特段の必要性がある場合には契約業者に取扱いの業務を行わせるため、自衛隊法第96条の2に基づく防衛秘密と同様の規定を本法第5条第3項に置くこととしている。

ところで、自衛隊法第96条の2第3項においては「防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者」に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることとしているところ、同項の「契約」とは、物件の製造又は役務の提供を内容とする製造請負契約等の契約ではなく、防衛秘密の取扱いの業務に関して防衛省との間で締結される契約であると解されている。実際の同項の運用においても、防衛省が物件の製造又は役務の提供を内容とする契約を直接締結した業者（いわゆる主契約業者）については、当該契約の内容に防衛秘密の取扱いの業務を行うことが当然に含まれていることから、同項に基づく防衛秘密を取り扱うこととされていることは言うまでもないが、これに加え、物件の製造又は役務の提供を内容とした契約を防衛省との間で直接に締結していない下請業者等であっても、当該下請業者等（丙）が防衛省（甲）及び主契約業者（乙）との間で、甲乙間で締結した主契約を補完するための付随契約として、乙丙間の下請負契約並びに当該下請負契約の履行のために必要な甲丙間の防衛秘密に係る文書、図画又は物件の無償貸付及び保護に関する契約を締結している場合には、当該契約を同項の「契約」に該当するものとして、防衛秘密を取り扱うことができることとされているところである。

このように、自衛隊法第96条の2第3項の「契約」とは、製造請負契約等の物件の製造又は役務の提供を内容とする契約を指すように見えるものの、その内容は防衛省との間で締結される防衛秘密の取扱いの業務に関する契約であると解されている。したがって、本法においては、このような契約関係を明確に規定することとし、契約業者について、「当該行政機関と特定秘密の取扱いの業務に係る契約を締結した者」と規定することとする。

【条文イメージ】

（他の行政機関の職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関と特定秘密の取扱いの業務に

~~係る契約に基づき特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とするを締結した者~~をいう。以下同じ。) に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(参照条文)

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(防衛秘密)

第九十六条の二 1・2 (略)

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 (略)

○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)(抄)

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者(次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。)は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四 (略)

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関する事。
- 二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関する事。
- 三 防衛秘密の伝達の手續に関する事。
- 四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関する事。
- 五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関する事。
- 六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関する事。
- 七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する事。

○防衛秘密の保護に関する訓令(平成19年防衛省訓令第37号)(抄)

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務に関する申請)

第49条 防衛秘密管理者は、契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、その者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるよう防衛大臣に申請しなければならない。

2 防衛秘密管理者は、前項の規定により防衛大臣の承認を受けたときは、契約締結までに、契約担当官等にその旨を通報するものとする。

3 (略)

(防衛秘密に係る契約の締結)

第50条 契約担当官等は、前条第2項の通報を受けた場合でなければ、当該契約業者と

防衛秘密の取扱いの業務に係る契約を行うことができない。

2 前項の契約を行う場合には、当該契約において、別記第7号様式を基準として特約条項を定めなければならない。

3 契約担当官等は、第1項の契約を行ったときは、当該防衛秘密に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(下請負)

第52条 契約担当官等は、契約業者から下請負の許可の申請がなされた場合において、当該下請負者が当該契約業者との契約に係る防衛秘密の取扱いの業務を行うことについては、当該下請負者が、第48条から第50条までの規定により防衛省との契約を行った場合に限り、許可を行うものとする。

別記第7号様式(第50条関係)

防衛秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく防衛秘密の保護に関しては、この特約条項の定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その役員若しくは職員又は下請負を行う場合においてはその相手方(以下「下請負者」という。)その他甲により防衛秘密に係る文書、図画又は物件(以下「特定資料」という。)又は防衛秘密を化体する装備品等及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される装備品等(以下「特定物件」という。)を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

第2条～第16条 (略)

(下請負)

第17条 乙は、特定資料若しくは特定物件の作成又は特定資料若しくは特定物件に係る役務の提供を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる防衛秘密を特定する事項、秘密保護の手段等を記した書面を添えて、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第96条の2第3項に規定する防衛省との契約を結んでいる者でなければならない。

3～5 (略)

第18条・第19条 (略)

○ 秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について(通達)(防防調第4607号19.4.27)
(抄)

第93 防衛秘密に係る契約の締結について

1 防秘訓令第50条に規定する契約を防衛省と行った者以外には防衛秘密の取扱いの業務を行わせることはできないため、当該契約を行っていない者に対しては(すなわち当該契約前には)、目的のいかに問わず(例:見積資料の収集、機種選定)、防衛秘密の取扱いの業務を行わせてはならない。

2・3 (略)

第95 下請負について

1・2 (略)

3 防秘訓令第52条に規定する下請負者が防衛省と行う契約は、当該下請に係る主契約企業との契約を行った契約担当官等が行うものとする。同条に規定する下請負者が防衛省と行う契約の内容は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令に規定する無償貸付であり、下請負者が防衛省と契約を行うに際して、防衛秘密文書等の交付は、物品管理官（分任物品管理官を含む。）と協力して、同省令に規定された貸付手続を経るものとし、当該下請負者が遵守すべき事項として、防秘訓令別記第7号様式を基準とした条項を同省令第7条第5号に規定する貸付条件に含めるものとする。

4～6 (略)

○防衛秘密の保護に関する達（装備本部達第45号平成18年7月31日）（抄）

別記様式第34号（第54条関係）

【防衛秘密】に係る契約

支出負担行為担当官〇〇〇〇【防衛省】（以下「甲」という。）、××××【元請企業】（以下「乙」という。）、△△△△【下請企業】（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した調達要求番号〇〇〇〇の契約（以下「主契約」という。）を補完するための付随契約として、主契約に係る別紙の乙丙間の下請負契約並びに当該下請負契約の履行のために必要な甲丙間の防衛秘密（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する防衛秘密をいう。）に係る文書、図画又は物件の無償貸付及び保護に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、主契約の付随契約として、主契約の履行を確保するため、甲乙丙三者間において締結するものである。

（以下略）

平成 25 年 4 月 18 日

公文書管理課との打ち合わせメモ

1 日時・場所

平成 25 年 4 月 17 日午後 4 時 30 分から午後 5 時 15 分頃まで
公文書管理課執務室

2 出席者

(内 調) ■■■ 補佐、■■■

(内閣府) 村上・内閣府大臣官房公文書管理課補佐

齋藤・内閣府大臣官房公文書管理課企画・調整係係長

3 結果要旨

(当方) 特定秘密の保護に関する法律（以下「本法」という）と公文書管理法については、以前何度か協議しておりその際には、保存期間を満了した歴史公文書等たる文書に特定秘密が記載されている場合、特定秘密の指定がなされたままで国立公文書館に移管するのではなく、指定がなされている限り保存期間を延長するのが現実的であり、その方法としては、公文書管理法施行令第 9 条第 1 項の義務的延長の規定を改正するのではなく、同条第 2 項の裁量的延長による方法で整理する方向で貴課において検討したいとのことであったが、その方向に変更はないか。

(先方) 自分としてはその方向で良いと考えているが、幹部に諮って見る必要がある。参考まで以前の協議時に当方担当レベルで作成した応答要領案（別紙）を提供する。

(当方) 問 3 の特定秘密の指定の有効期間と公文書管理法における保存期間との関係の答において「特別秘密の指定がなされたか否かにかかわらず（中略）職務の遂行上必要な範囲内において、保存期間を延長する」とあるが、そうすると、指定の有効期間が満了する前に保存期間が満了することが想定される。仮に特定秘密を記録した文書が国立公文書館に移管されると、本法では、特定秘密を取扱うのは行政機関の職員に限定しており、独法である国立公文書館の職員は取扱うことができない。そうすると法制上の手当てをしなければならないという議論になっていくだろう。保存期間を延長することが現実的だということならば、特定秘密に指定されている間は、保存期間を延長するのだと言えなければならない。しかし、延長を公文書管理法施行令第 9 条第 2 項の裁量的延長で行うとする場合、特定秘密に指定されている間は公文書管理法施行令第 9 条第 2 項に規定されている行政機関の長の「職務の遂行上必要があると認めるとき」に該当すると整理できるのか。

(先方) 問 3 の答で「職務の遂行上必要があると認められるとき」は、保存期間を延長できると整理している。

(当方) 通常「職務上必要」といえば、「当該文書を何か役に立たせる必要があるから」ということを意味すると考えるか、これに「当該文書の秘密を保護する必要がある

るから」という意味も含まれるとすれば違和感を覚える向きも出てくると思われる。

(先方)「職務上必要」と言えるとの方向で良いのではないか。そもそも、現行の特管秘は指定されている事項は、保存期間を延長し、移管しないこととしている。ただ、そもそも移管したとしても公文書管理法第16条には特定歴史公文書等の利用制限を規定しており、そこで利用を制限できるとの意見もあり、その点には留意することが必要である。

(当方) 現在、本法案と情報の公開についての対外説明振りを用意することを求められており、連休前に本件についての応答要領をセットする必要がある。貴課で作成した応答要領を参考にしながら、当方で一案を作成するので、それを見ていただき、双方で上に上げていくこととしたい。

(先方) 了解した。

以上

特別秘密の保護に関する法律（案）と公文書等の管理に関する法律の関係について

問1：特別秘密の保護に関する法律と公文書等の管理に関する法律の関係如何。

問2：特別秘密として指定された事項が記録された行政文書は、公文書管理法の対象外となるのか。

問3：特別秘密の指定の有効期間と公文書管理法における保存期間との関係如何。

問4：特別秘密として指定された事項が記録された行政文書は、歴史資料として重要なものであり、全て国立公文書館等に移管すべきではないか。

問5：特別秘密については、関与できる者が限られることから、内閣府による現地調査が行えず、公文書管理法におけるコンプライアンスの確保が働かなくなるのではないか。

問1 特別秘密の保護に関する法律(案)と公文書等の管理に関する法律の関係如何。

(答)

- 特別秘密の保護に関する法律(案)は、特別秘密の保護に関するものであり、直接、公文書の管理を規定するものではないが、特別秘密が記載された公文書の取扱いについて、公文書等の管理に関する法律第3条に規定する「特別の定め」に該当し、特別秘密の保護に関する法律の定めによることになる。

(参考) 特別秘密の保護に関する法律(案)のうち、公文書の管理に関する事項

- ・ 行政機関の長は、適正評価により適正を有すると認められた職員又は契約業者の職員に特別秘密を取り扱わせる
 - ・ 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、特別秘密として指定された事項の保護上、必要な措置を講ずる
- 特別秘密が記載された公文書について、取り扱う者の限定及び秘密保護のための特別な管理を定めている。

問2 特別秘密として指定された事項が記録された行政文書は、公文書管理法の対象外となり、適切な管理がなされないのではないのか。

（答）

- 特別秘密として指定された事項が記録された文書等であっても、行政文書に該当すれば、行政文書管理法に基づき、行政文書の整理、保存、行政文書ファイル管理簿への登録、保存期間満了後における移管又は廃棄など、適切な管理が必要となる。

（参考）

- 特別秘密の保護に関する法律案（P）

第3条 行政機関の長（前条第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に表記を付すこと。

二 略

- 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

（定義）

第二条 略

2・3 略

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5～8 略

問3 特別秘密の指定の有効期間と公文書管理法における保存期間との関係如何。特別秘密に指定されていれば、公文書管理法における保存期間が延長されるのか。

(答)

- 行政文書ファイルについては、職務の遂行上必要があると認めるときには、必要な限度において行政文書ファイル等の保存期間を延長することができることとされており、特別秘密の指定がなされたか否かにかかわらず、各行政機関において、職務の遂行上必要な範囲内において、保存期間を延長することとなる。

(参考)

- 公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）

第9条 略

- 2 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。この場合において、当該行政機関の長は、法第九条第一項の報告において、延長する期間及び延長の理由を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(更に、内閣府として恣意的な保存期間の延長を防ぐべきではないかと問われた場合)

内閣府としては、公文書管理法に基づき、保存期間を延長する行政文書について、延長する期間及び延長の理由について毎年度調査を行い、結果を公表することを通じ、各行政機関における適正な運用を確保してまいりたい。

(更に、特別秘密に指定されていることをもって保存期間を延長することは恣意的な延長ではないかと問われた場合)

特別秘密に指定されている行政文書が、防衛、外交、公共の安全の秩序の維持など職務を遂行するために必要であるならば、保存期間を延長することは許容されるのではないかと考えられる。

問4 特別秘密として指定された事項が記録された行政文書は、歴史資料として重要なものであり、全て国立公文書館等に移管すべきではないか。

（問）

1. 国立公文書館等に移管することとされている行政文書は歴史資料として重要な行政文書であり、特別秘密は我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿する必要であること等が指定の要件である。
2. 両者はそれぞれ概念が異なるものであるが、特別秘密として指定されたものであったとしても、歴史資料として重要なものであれば、保存期間満了後に適切に移管を進めることとしたい。

（参考）

○ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

第2条 略

2～5 略

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7・8 略

第5条 略

2～4 略

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

○ 特別秘密の保護に関する法律案（P）

第3条 行政機関の長（前条第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 略

問5 特別秘密については、公文書管理法におけるコンプライアンスの確保が働かなくなるのではないか。

（答）

- 1 特別秘密に関する行政文書であっても、各行政機関において公文書管理法に基づき、適切な公文書管理を行う必要がある。
- 2 内閣府としては、各行政機関における適正な公文書管理を推進してまいりたい。

（内閣府は現地調査を行えなくなるのではないかと問われた場合）

- 現地調査において特別秘密に関する行政文書を取り扱う必要が生じた場合には、適正評価を経た上で実施するなど、法に基づく調査等を適切に行ってまいりたい。

（国立公文書館は現地調査を行えなくなるのではないかと問われた場合）

- 独立行政法人の職員は、適正評価の対象外であるが、特別秘密の取扱いに至らない範囲で現地調査を行うことができ、また、特別秘密の取扱いにかかわる場合であっても、適正評価を経た内閣府の職員が現地調査を行うことが可能であり、支障を来すことはないものと考えられる。

（参考）

- 特別秘密の保護に関する法律案（P）

第8条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適正評価（次項から第11項までの規定により特別秘密を取り扱う適正（以下単に「適正」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適正を有すると認められたものにこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

一 略

二 適正評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適正評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

- 2 適正評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれるもののうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3～11 略

平成25年4月24日

秘密保全法制 法制局持込み資料

1 別表関係

- 安全保障等に関する外交について本法の対象とすべき具体的事項

2 契約業者関係

- 特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者について（案）

3 適性評価関係

- 内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて（案）
- 配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて（案）
- 契約業者に労働者派遣をする事業主への適性評価の結果の通知について（案）
- 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限について（案）

安全保障等に関する外交について本法の対象とすべき具体的事項

本法案の対象とすべき外交上の分野	左の分野に関して秘匿すべき事項
<p>1 国の主権の維持、領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護 例：領海・領空侵犯の抑止、有事の際の対処方針、日米安全保障条約に基づく米国との協力</p>	<p>○ 国際情勢の見積り ○ 外国の政府又は国際機関との交渉、協力その他の外交上の措置の方針 ○ 外国の政府若しくは国際機関との交渉の内容</p>
<p>2 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決 例：北方領土問題や拉致問題の解決</p>	<p>○ 外国の政府との交渉の方針 ○ 外国の政府との交渉の内容</p>
<p>3 外国における武力紛争の発生の防止又は武力紛争の停止若しくはその維持 例：カンボジア和平交渉、南シナ海情勢への対応</p>	<p>○ 外国の政府又は国際機関との交渉、協力その他の外交上の措置の方針 ○ 外国の政府又は国際機関との交渉の内容</p>
<p>4 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものの抑止</p>	<p>○ 外国の政府又は国際機関との交渉、協力その他の外交上の措置の方針 ○ 外国の政府又は国際機関との交渉の内容</p>
<p>5 国際的な平和及び安全の維持に関連する国際法規の確立又はその遵守 例：海洋（公海における航行の自由等）、宇宙空間（衛星破壊実験・行為の抑制等）に係る国際的規範作り、その適用等</p>	<p>○ 外国の政府又は国際機関との交渉、協力その他の外交上の措置の方針 ○ 外国の政府又は国際機関との交渉の内容</p>
<p>6 外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際しての邦人の生命及び身体の保護</p>	<p>○ 緊急事態に対処するための計画又は研究 ○ 外国の政府との交渉又は協力その他の外交上の措置の方針 ○ 外国の政府との交渉の内容</p>

※ 以上のほか、外交に関し収集した情報及び当該情報の収集整理並びに外交の用に供する暗号。

特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者について（案）

特定秘密についても、防衛秘密と同様に、特段の必要性がある場合には契約業者に取扱いの業務を行わせるため、自衛隊法第96条の2に基づく防衛秘密と同様の規定を本法第5条第3項に置くこととしている。

ところで、自衛隊法第96条の2第3項においては「防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者」に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることとしているところ、同項の「契約」とは、物件の製造又は役務の提供を行わせることについての契約ではなく、当該物件の製造又は役務の提供に関して防衛秘密を取り扱わせることについて防衛省との間で締結される契約であると解されている。実際の同項の運用においても、防衛省が物件の製造又は役務の提供を内容とする契約を直接締結した業者（いわゆる主契約業者）については、当該契約の内容に防衛秘密の取扱いの業務を行うことが当然に含まれていることから、同項に基づく防衛秘密を取り扱うこととされていることは言うまでもないが、これに加え、物件の製造又は役務の提供を内容とした契約を防衛省との間で直接に締結していない下請業者等であっても、当該下請業者等（丙）が防衛省（甲）及び主契約業者（乙）との間で、甲乙間で締結した主契約を補完するための付随契約として、乙丙間の下請負契約並びに当該下請負契約の履行のために必要な甲丙間の防衛秘密に係る文書、図画又は物件の無償貸付及び保護に関する契約を締結している場合には、当該契約を同項の「契約」に該当するものとして、防衛秘密を取り扱うことができることとされているところである。

このように、自衛隊法第96条の2第3項の「契約」とは、製造請負契約等の物件の製造又は役務の提供を目的とする契約を指すようにも見えるものの、実際は、当該物件の製造等に関して防衛省との間で締結される防衛秘密の取扱いの業務に関する契約であると解されている。したがって、本法においては、このような契約関係を明確に規定することとし、契約業者について、「当該行政機関と特定秘密の取扱いの業務に係る契約を締結した者」と規定することとする。

【条文イメージ】

（他の行政機関の職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、

政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との特定秘密の取扱いの業務に係る契約に基づき特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とするを締結した者をいう。以下同じ。）に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 1・2 （略）

- 3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- 4 （略）

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四 （略）

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関する事。
- 二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関する事。
- 三 防衛秘密の伝達の手續に関する事。
- 四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関する事。
- 五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関する事。
- 六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関する事。
- 七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する事。

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務に関する申請）

第49条 防衛秘密管理者は、契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、その者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるよう防衛大臣に申請しなければならない。

- 2 防衛秘密管理者は、前項の規定により防衛大臣の承認を受けたときは、契約締結までに、契約担当官等にその旨を通報するものとする。
- 3 （略）

（防衛秘密に係る契約の締結）

第50条 契約担当官等は、前条第2項の通報を受けた場合でなければ、当該契約業者と防衛秘密の取扱いの業務に係る契約を行うことができない。

2 前項の契約を行う場合には、当該契約において、別記第7号様式を基準として特約条項を定めなければならない。

3 契約担当官等は、第1項の契約を行ったときは、当該防衛秘密に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(下請負)

第52条 契約担当官等は、契約業者から下請負の許可の申請がなされた場合において、当該下請負者が当該契約業者との契約に係る防衛秘密の取扱いの業務を行うことについては、当該下請負者が、第48条から第50条までの規定により防衛省との契約を行った場合に限り、許可を行うものとする。

別記第7号様式(第50条関係)

防衛秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく防衛秘密の保護に関しては、この特約条項の定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その役員若しくは職員又は下請負を行う場合においてはその相手方(以下「下請負者」という。)その他甲により防衛秘密に係る文書、図画又は物件(以下「特定資料」という。)又は防衛秘密を化体する装備品等及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される装備品等(以下「特定物件」という。)を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

第2条～第16条 (略)

(下請負)

第17条 乙は、特定資料若しくは特定物件の作成又は特定資料若しくは特定物件に係る役務の提供を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる防衛秘密を特定する事項、秘密保護の手段等を記した書面を添えて、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第96条の2第3項に規定する防衛省との契約を結んでいる者でなければならない。

3～5 (略)

第18条・第19条 (略)

○秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について(通達)(防防調第4607号19.4.27)

(抄)

第93 防衛秘密に係る契約の締結について

1 防秘訓令第50条に規定する契約を防衛省と行った者以外には防衛秘密の取扱いの業務を行わせることはできないため、当該契約を行っていない者に対しては(すなわち当該契約前には)、目的のいかんを問わず(例：見積資料の収集、機種選定)、

防衛秘密の取扱いの業務を行わせてはならない。

2・3 (略)

第95 下請負について

1・2 (略)

3 防秘訓令第52条に規定する下請負者が防衛省と行う契約は、当該下請に係る主契約企業との契約を行った契約担当官等が行うものとする。同条に規定する下請負者が防衛省と行う契約の内容は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令に規定する無償貸付であり、下請負者が防衛省と契約を行うに際して、防衛秘密文書等の交付は、物品管理官（分任物品管理官を含む。）と協力して、同省令に規定された貸付手続を経るものとし、当該下請負者が遵守すべき事項として、防秘訓令別記第7号様式を基準とした条項を同省令第7条第5号に規定する貸付条件に含めるものとする。

4～6 (略)

○防衛秘密の保護に関する達（装備本部達第45号平成18年7月31日）（抄）
別記様式第34号（第54条関係）

【防衛秘密】に係る契約

支出負担行為担当官〇〇〇〇【防衛省】（以下「甲」という。）、××××【元請企業】（以下「乙」という。）、△△△△【下請企業】（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した調達要求番号〇〇〇〇の契約（以下「主契約」という。）を補完するための付随契約として、主契約に係る別紙の乙丙間の下請負契約並びに当該下請負契約の履行のために必要な甲丙間の防衛秘密（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する防衛秘密をいう。）に係る文書、図画又は物件の無償貸付及び保護に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、主契約の付随契約として、主契約の履行を確保するため、甲乙丙三者間において締結するものである。

（以下略）

13/04/24内調内検討済み

平成25年4月 日
内閣情報調査室

内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて（案）

本法においては、特定秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、特定秘密を取り扱うことができる者を適性評価により適性を有すると認められたものに原則として限定しているが、行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者については、例外的に適性評価を実施することなく、特定秘密を取り扱うことができることとしている。

内閣総理大臣補佐官についても、これらの者と同様に、次のとおり、「職務の特定等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者」に該当することから、適性評価の対象外とすることが適当である。

内閣総理大臣補佐官については、内閣法（昭和22年法律第5号）第19条第2項において、「内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する」と規定され、内閣総理大臣のブレーンとして、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣の思考及び判断を助けるものとされている。したがって、その職務は内閣総理大臣との一体性が強く、職務の遂行に当たっては内閣総理大臣の直接の指揮監督を受け、また、取り扱う内容は内閣の重要政策であることが前提となっており、仮に、適性評価により適性を有しないと認められ特定秘密を取り扱うことができないこととなる場合、内閣総理大臣に対する補佐を十分に全うことができなくなる。

また、内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う（内閣法第19条第4項）とされており、上記のような内閣総理大臣補佐官の職責の重大性から、内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の任命の申出を行うに当たって、特定秘密を取り扱う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

さらに、内閣が任命又は任免する職には、内閣総理大臣補佐官のほか、副大臣、大臣政務官、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣法制局長官、検査官、人事官、国家公務員倫理審査会会長及び委員、特命全権大使等の外務公務員、検事総長等があり、このうち、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官^{※1}、特命全権大使等の外務公務員^{※2}以外の職は全て、行政機関の長等のほか、職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者として、適性評価の対象外とされている。これらの職との整合性の観点からも、内閣総理大臣補佐官については、適性評価の対象外とすることに合理性がある。

なお、内閣総理大臣補佐官については、特定秘密を取り扱った場合にこれを漏らす蓋然性があるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、これにより漏えいの防止を図ることとする。

※1 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理に関するものを統理する（内閣法第15条第2項）と、内閣官房副長官補は、内閣官房長官

及び内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務を掌理する（内閣法第16条第2項）と、内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、広報に関する事務を掌理する（内閣法第17条第2項）と、内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌理する（内閣法第18条第2項）と、それぞれ規定されており、その職務はいずれも、内閣官房長官等の補佐とされている。したがって、これらの職の任免は、内閣総理大臣補佐官と同様、内閣総理大臣の申出により内閣において行うこととされているが、内閣総理大臣を補佐する内閣総理大臣補佐官と内閣官房長官等を補佐するこれらの職とは、内閣総理大臣に対する直接の補佐という点で、職務の特性等を異にしている。

※2 特命全権大使等の外務公務員には、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員及び政府代表又は全権委員の代理等がある。その任免は、内閣が行うこととされているが、外務大臣の申出により行うものであり、任免への内閣総理大臣の関与という点で、内閣総理大臣の申出により内閣が任免する内閣総理大臣補佐官とは異なっている。

【参照条文】

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十五条 （略）

2 （略）

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4・5 （略）

第十九条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて（案）

本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項として、第7条第2項において、

- ・ 特定有害活動との関係に関する事項
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

を明記した上で、同条第3項において、特定有害活動に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施するものとしている。

これは、特定有害活動との関係に関する事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいの蓋然性と結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうでない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

第7条第3項により政令で定めるものとして、

- ・ 学歴及び職歴に関する事項
- ・ 過去に有していた国籍に関する事項
- ・ 評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項
- ・ 国外との関連を有する事情に関する事項（国外に保有する資産、国外への渡航の経歴等）

が考えられるところ、これらのうち、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項は、調査対象者本人に対する調査の一環として調査するものではあるものの、評価対象者本人以外の者に関する事項を調査するものでもあり、評価対象者本人の特定有害活動との関係に関する事項を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として、配偶者、家族等に関する一定の事項が調査対象となることを法文上明確にすることが適切であると考えられる。そこで、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項を「政令で定めるもの」の例示として法律に明記することとする。

【条文イメージ】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条（略）

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項

の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項であつて、評価対象者の家族（評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍（過去に有していた国籍を含む。）に関する事項その他の~~とも~~政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

【用例】

- ・「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の例
- 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）（抄）
 - 第五条（略）
 - 一～三（略）
 - 四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は子であつて政令で定めるもの
 - 2（略）

・「家族（…）」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（介護休業給付金）

第六十一条の六 介護休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族（当該被保険者の配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。）を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2～6 (略)

・「同居人」の例

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～5（略）

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がある養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ～ハ（略）

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二（略）

7・8

・「有していた…国籍」の例

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）

第百二条（略）

② 届書には、次の事項を記載し、国籍取得を証すべき書面を添付しなければならない。

一（略）

二 国籍取得の際に有していた外国の国籍

三～五（略）

契約業者に労働者派遣をする事業主への適性評価の結果の通知について（案）

契約業者は、特定秘密に係る物件の製造等を行うに当たり、自ら雇用する者のみならず、派遣労働者に特定秘密を取り扱わせる場合があり得、この場合、当該派遣労働者は契約業者の役職員等として、適性評価が実施されることとなる。そして、契約業者の役職員等が適性評価の実施に同意しなかったことや適性を有すると認められたかどうか（以下「適性評価の結果等」という。）は、適性評価を実施した行政機関の長から契約業者に通知されるが、派遣労働者の適性評価の結果等については、当該派遣労働者を雇用する事業主（以下「派遣元事業主」という。）において、適切な雇用管理のために当然に把握し、必要な範囲でこれを利用・提供する必要がある。

まず、労働者派遣契約の締結に当たっては、派遣労働者が従事する業務の内容を定めることとされているが（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項第1号）、当該業務内容には、業務に必要とされる能力、行う業務等を具体的に記載することが必要とされていると解されており、通常、派遣労働者に特定秘密を取り扱わせることも明示されるものと考えられ、派遣元事業主は、派遣労働者の適性評価の結果等を把握した上で、契約業者に当該派遣労働者を派遣したり、必要に応じ、特定秘密の取扱いを要しない他の業務に従事させる必要がある。また、将来、適性評価を行った同一の行政機関の特定秘密を取り扱うこととなる業務に派遣労働者を従事させる場合には、既に行った適性評価の結果等を利用し、派遣の可否を判断する必要もある。

このように、派遣元事業主に対しても、自らの雇用する派遣労働者の適性評価の結果等が通知される必要があるが、適性評価を受けるべき派遣労働者とその派遣元事業主の双方を知り得る立場にあるのは、契約業者であり、本法においては、行政機関の長から適性評価の結果等の通知を受けた契約業者が、当該通知に係る派遣労働者を雇用する派遣元事業主に通知を行うこととするのが適当である。

そこで、契約業者は、自らの指揮命令の下に労働する派遣労働者の適性評価の結果等を派遣元事業主に通知することを本法に規定することとする。（本法では、第11条第2項において契約業者の役職員等の個人情報の利用・提供を制限することとしていることから、本法の明文で規定を設けないと、契約業者から派遣元事業主に対するこうした情報の提供自体もできないと解されるおそれがある。）

【条文イメージ】

（契約業者の役職員等に係る適性評価等）

第十一条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項中「行政機関の長は、」とあるのは「行政機関の長は、契約業者の役職員等が第四項の規定による同意をしなかったときは、その旨を契約業者に対し、」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第六項中「通知しなければならない。」とあるのは「通知しなければならない。この場合において、当該契約業者は、その役職員等が当該契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の

適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）であるときは、当該通知された内容を当該契約業者の役職員等を雇用する事業主に対し通知するものとする。」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十一条第一項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 （略）

【読替え後の条文イメージ】

第七条 （略）

2～5 （略）

6 行政機関の長は、契約業者の役職員等が第四項の規定による同意をしなかったときは、その旨を契約業者に対し、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。この場合において、当該契約業者は、その役職員等が当該契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）であるときは、当該通知された内容を当該契約業者の役職員等を雇用する事業主に対し通知するものとする。

7～9 （略）

【参照条文】

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

三～六 （略）

【用例】

・「その指揮命令の下に労働する派遣労働者」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第五条 （略）

2 前条に規定するもののほか、第二条第一項第二号に掲げる事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

・「通知された内容」の例

○薬剤師法(昭和三十五年法律第四百四十六号)(抄)

(免許の取消し等)

第八条 (略)

2~17 (略)

18 第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十三項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

19 (略)

○医師法(昭和三十二年法律第二百一十号)(抄)

第七条 (略) 医師が、第三条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

2~16 (略)

17 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

18 (略)

適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限について（案）**1 行政機関の長等による個人情報の利用・提供の制限**

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第1項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第2項において、例えば、「行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。

ところで、適性評価において取得される個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものを含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、上記のように例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は適性評価の実施以外の目的のために、自らの個人情報が、例えば人事評価等において利用・提供されるのではないかといった懸念が払拭できず、適性評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感が生じるおそれがある。また、こうしたプライバシーに深く関わる情報を取得して行う適性評価の実施について同意をしなかったこと又はかかる情報を取得した上で評価した結果である適性を有すると認めるかどうかの結果についても、適性を有すると認められた者のみに特定秘密を取り扱わせるという目的以外での利用・提供が認められるとすれば、適性評価において取得される個人情報の場合と同様に、不信感や不安感が生じるおそれがあり、適性評価制度そのものの信頼性に疑問が生じ、適性評価を受けること自体を躊躇するなど、適性評価制度の実効性を損なうことにもなりかねない。

そこで、本法においては、適性評価の実施に当たって取得する情報とともに、適性評価の実施について同意しなかったこと、適性を有すると認めるかどうかの結果（以下「適性評価の結果等」という。）について、行政機関個人情報保護法第8条第2項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、適性を有すると認められた者のみに特定秘密を取り扱わせる目的以外での利用・提供を禁止することとする。

ただし、適性評価で調査する事項は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に規定する欠格条項、分限処分又は懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について懲戒処分等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することも禁止することとする場合、行政機関の長及び警察本部長において、懲戒処分等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、適性評価の実施によって懲戒処分等に該当する疑いが生じたときに限って、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとする。

2 契約業者の個人情報の利用・提供の制限

(1) 利用・提供の制限の趣旨

契約業者がその役職員等に特定秘密を取り扱わせるためには、当該役職員等が適性を有すると認められたかどうかについて契約業者自身が把握しておく必要があることから、当該役職員等に対する適性評価を実施した行政機関の長は、その役職員等の適性評価の結果等を、評価対象者に加え、契約業者に対しても通知することとしている。

契約業者に通知される適性評価の結果等は、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものを含む個人情報を取得することを前提としたものであり、上記1のとおり、適性評価制度の実効性を確保するためには、個人情報として慎重な取扱いを行うことが必要である。したがって、本法では、適性評価の結果等を利用・提供することを原則として禁止する規定を設けることとする。

(2) 契約業者の利用・提供の制限の例外

上記(1)のとおり適性評価の結果等を利用・提供することを禁止するとしても、契約業者は、適性を有すると認められた役職員等のみに特定秘密を取り扱わせるという義務を行政機関との契約上負っており、この義務を契約業者が履行するため、適性評価の結果等を利用・提供することが必要となる場合がある。

具体的には、利用については、例えば、契約業者が適性を有すると認められた役職員等のみを特定秘密を取り扱わせる職に配置したり、適性を有しないと認められた役職員等を特定秘密を取り扱うことのないよう配置転換等の措置を講じるため、適性評価の結果等を自ら利用することが想定される。

また、提供については、例えば、契約業者が、契約業者に労働者派遣された派遣労働者について、契約業者に労働者派遣する事業主（以下「派遣元事業主」という。）に対し、適性を有しない派遣労働者の交代を求める場合に、当該派遣労働者が適性を有しないことを提供することなどが想定される。

これらの利用・提供については、適性評価の実施に伴うものとして当然に予定されるものであることから、適性を有すると認められた者のみに特定秘密を取り扱わせる目的での利用・提供を、個人情報の利用・提供の禁止の例外として規定することとする。

なお、本法第11条第1項の規定により読み替えて準用する第7条第6項の規定に基づき、契約業者が、その指揮命令の下に労働する派遣労働者について、派遣元事業主に対し、行政機関の長から通知された適性評価の結果等を通知することとしているが、当該通知は、適性を有すると認められた者のみに特定秘密を取り扱わせる目的での提供と言えることから、これを個人情報の目的外での利用・提供の禁止の例外として改めて規定する必要はない。

(3) 個人情報保護法との関係

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条第1項は、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」と規定し、個人情報取扱事業者に対して、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことを禁止するものの、本人の同意がある場合その他一定の場合については目的外の利用・提供を容認している。

しかしながら、適性評価の結果等を行政機関の長が契約業者に通知することとしたのは、適性を有すると認められた者のみに特定秘密を取り扱わせる目的のためであり、仮に、本人の同意がある場合に利用目的外の利用・提供が認められるとすると、適性評価の結果等が人事考課に利用されるなど、適性評価制度が予定していない形で利用される可能性が否定できず、適性評価制度そのものの信頼性・実効性を損なうことになりかねない。また、個人情報保護法に定めるその他の事由により、適性評価の結果等を契約業者が利用・提供することは想定されず、仮に、当該情報を第三者に提供する必要がある場合には、適性評価を実施した行政機関がこれを提供することが適切であると考えられる。

したがって、個人情報保護法第16条よりも更に目的外利用・提供の範囲を制限し、本人の同意等の有無にかかわらず、適性を有すると認められた者のみに特定秘密を取り扱わせる目的以外での利用・提供を禁止する必要がある。

3 派遣元事業主による個人情報の利用・提供の制限

本法第11条第1項の規定により読み替えて準用する第7条第6項の規定により、派遣元事業主は、契約業者から適性評価の結果等が通知されることから、派遣元事業主についても、個人情報を利用・提供することを原則として禁止する必要がある。

一方で、例えば、派遣元事業主が、契約業者との間で特定秘密を取り扱うことを内容とする労働者派遣契約を締結した場合、過去に適性を有すると認められた派遣労働者のみを契約業者に派遣するために、派遣元事業主が適性評価の結果等について自ら利用する場合等が想定される。

したがって、契約業者による個人情報の利用・提供の禁止と同様に、派遣元事業主による適性評価の結果等の利用・提供についても、適性を有すると認められた者のみに特定秘密を取り扱わせる目的以外での利用・提供を禁止することとする。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第24条の3第1項は、「派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務（略）の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。」と規定しており、目的外であっても本人の同意を得た場合等には例外的に個人情報の使用が認められる余地があるとしているが、上記2と同様に、本人の同意があったとしても、目的外の利用・提供を認めることは適切ではなく、本規定により、適性評価の結果等については、適性を有すると認められた者のみに特定秘密を取り扱わせる目的以外の目的での利用・提供を禁止する必要がある。

【条文イメージ】

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第十条 行政機関の長及び警察本部長は、第六条第一項各号に定める要件に該当するものみに特定秘密を取り扱わせる目的以外の目的のために、その職員が第七条第四項（第九条において準用する場合も含む。）の規定による同意をしなかったこと、評価対象者について適性を有すると認めるかどうかの結果又は適性評価の実施に当

たつて取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条各号、第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号、同条第二項各号若しくは第二十九条第一項各号のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

（契約業者の役職員等に係る適性評価等）

第十一条（略）

2 前条本文の規定は、契約業者及び契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主による個人情報の利用及び提供の制限について準用する。この場合において、同条本文中「行政機関の長及び警察本部長」とあるのは「契約業者及び契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主」と、「第六条第一項各号」とあるのは「第六条第四項各号」と、「その職員が第七条第四項（第九条において準用する場合も含む。）の規定による同意をしなかつたこと、評価対象者について適性を有すると認めるどうかの結果又は適性評価の実施に当たつて取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「次条第一項の規定により読み替えて準用する第七条第六項の規定により通知された内容」と、それぞれ読み替えるものとする。

【読替え後の条文イメージ】

第十条 契約業者及び契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、第六条第四項各号に定める要件に該当するものみに特定秘密を取り扱わせる目的以外の目的のために、次条第一項の規定により読み替えて準用する第七条第六項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

【用例】

・「（目的以外の目的のために）…利用し、又は提供してはならない」の例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として

総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等
(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 (略)

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

(指定情報処理機関への通知等)

第三十条の十一 委任都道府県知事は、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、指定情報処理機関に通知するものとする。

2～9 (略)

(本人確認情報の利用及び提供の制限)

第三十条の三十 (略)

2 指定情報処理機関は、第三十条の十第一項の規定により第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十七条第二項に規定する委任都道府県知事の事務を行う場合を除き、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 (略)

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

法制局関係資料について(照会)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年4月30日 14:43

宛先:

CC:

添付ファイル: 130430 法案概要(3枚紙)3条・別表部分修正 ~1.jtd (45 KB)

外務省 真鍋様、様

お世話になっております。

4月25日の法制局における協議を踏まえ、法案第3条第1項及び別表について検討し、添付のとおり、法案概要(3枚紙)の該当部分を修正する案を作成しました。添付は担当者案ですが、ご意見等あれば5月7日(火)17時までにご連絡いただきたく、よろしく願いいたします。なお、並行して防衛省と警察庁にも照会中です。

内閣官房内閣情報調査室総務部

様

様

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

様 (直通)

Fax 03-3592-2307

法制局関係資料(照会)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年4月30日 14:45

宛先:

添付ファイル: 130430 法案概要(3枚紙)3条・別表部分修正(~1.jtd (45 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、

お世話になっております。

4月25日の法制局における協議を踏まえ、法案第3条第1項及び別表について検討し、添付のとおり、法案概要(3枚紙)の該当部分を修正する案を作成しました。添付は担当者案ですが、ご意見等あれば5月7日(火)17時までにご連絡いただきたく、よろしく願いいたします。なお、並行して防衛省と外務省にも照会中です。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線

(直通)

Fax 03-3592-2307

法制局関係資料【照会】

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年4月30日 14:46

宛先:

添付ファイル: 130430 法案概要(3枚紙)3条・別表部分修正(~1.jtd (45 KB))

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

お世話になっております。

4月25日の法制局における協議を踏まえ、法案第3条第1項及び別表について検討し、添付のとおり、法案概要(3枚紙)の該当部分を修正する案を作成しました。添付は担当者案ですが、ご意見等あれば5月7日(火)17時までにご連絡いただきたく、よろしく願いいたします。なお、並行して警察庁と外務省にも照会中です。

内閣官房内閣情報調査室総務部

様

様

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

特別秘密の保護に関する法律案の概要（第3条第1項及び別表部分修正）

第2 概要

1 特別秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特別秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特別秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であって、その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム防止等」とは、⑦特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止、⑧テロリズム等緊急事態（国内外の組織によるテロ活動の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態）による被害の発生・拡大の防止をいう。

③ 別表第3号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の安全保障等（※）我が国の防衛、テロリズム防止等その他の国の安全の確保に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「我が国の安全保障等」とは、⑨我が国の安全保障、⑩国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決をいう。

【第1号（~~防衛に関する~~自衛隊関係事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、~~船舶~~航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、~~船舶~~航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、~~船舶~~航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（~~公共の安全と秩序の維持に関する~~テロリズム防止等関係事項）】

- イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
- ロ ~~公共の安全と秩序の維持~~特定有害活動に関し収集した特定有害活動に関する情報であつて、国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズム等緊急事態への対処その他の公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【第3号（~~外交に関する~~安全保障等関係事項）】

- イ 我が国の安全保障等次の①から②までに掲げるものに係る重要施策の方針関する外国の政府又は国際機関との交渉の内容
 - ① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保
 - ② 我が国の領域の保全又は国民の安全の確保について外国との間で生じている

問題の解決

- ③ 外国における武力紛争（①に重要な影響を与えるものに限る 以下同じ）の発生の防止又は武力紛争の停止若しくはその維持
- ④ ①に関連する条約その他の国際約束の締結若しくはその実施又は国際法規の確立若しくはその実施
- ロ 我が国の安全保障等イの①から②までに掲げるものに係る外国の政府又は国際機関との交渉若しくは協力の方針交渉の内容
- ハ イの①から②までに掲げるものに資することを目的として我が国が外国に対して実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置の方針（第1号イ又は第2号イに掲げるものを除く。）
- ニ 外国における騒乱その他の緊急事態に際して邦人の生命又は身体を保護するための計画又は研究
- ≡ホ 外交イからニまでに掲げるものに関し収集した我が国の安全保障等に関する情報であつて、条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報
- ≡ハ ≡ホに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホト 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号